

國債投資家懇談会(第92回)
理財局說明資料

令和5年10月23日

令和五年九月二十六日（火）閣議
内閣総理大臣発言要旨

一 コロナ禍での苦しかった三年間を乗り越え、経済状況は改善しつつあります。三・五八パーセントの賃上げ、名目百兆円の設備投資、五十兆円もの需給ギャップの解消も進み、税収も増加しています。他方で、コロナ禍を乗り越えた国民は、今度は、物価高に苦しんでいます。今こそ、成長の成果である税収増を国民に適切に「還元」すべきと考えています。

二 我が国経済は、長年続いてきたコストカット型の経済から、活発な設備投資や賃上げ、そして、人への投資による経済の好循環が実現し、経済の熱量を感じられる「適温経済」の新たなステージに移れるチャンスを三十年ぶりに迎えています。このチャンスを逃すわけにはいきません。岸田内閣では、今後三年間を「变革期間」として集中的に取り組んでまいります。

その際、大切なのはスタートダッシュです。足元を見ると、国民は物価高に苦しんでおり、個人消費や設備投資も力強さに欠ける不安定な状況にあります。各種の給付措置に加え、税や社会保障負担の軽減などあらゆる手法を動員することで、熱量溢れる新たなステージへ移行するとの方向感を明確かつ確実にし、決して後戻りする事がないよう、「総合経済対策」を策定します。

三 経済対策の柱は、第一に、足元の急激な物価高から国民生活を守るための対策です。燃料油価格、電気・ガス料金の激変緩和措置を講ずるとともに、厳しい状況にある生活者・事業者の方々を引き続きしっかりと支えるための措置として、物価高対策のための重点支援地方交付金の追加などについて検討してまいります。物価高騰により予期せぬ不足を生じた必要な経費には、引き続き予備費の適時適切な執行により、迅速・機動的に対応します。

四 第二に、地方・中堅中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長の実現です。賃上げ税制の減税制度の強化を検討するとともに、構造的賃上げ実現に向けた三位一体の労働市場改革を推進します。省人化投資等の促進など地方や中小・中堅企業の賃上げの環境整備や人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げの継続を支援し、若い世代の所得向上のため、「年収の壁」を乗り越えるための支援を行います。さらに、コロナ・物価予備費の使途を変更し、こうした賃上げ促進に機動的に対応できるものへと見直します。また、インバウンドの拡大を含む観光立国の取組、農林水産品の輸出拡大の取組等を通じて、経済の回復基調の方への波及を図ります。

五 第三に、成長力の強化・高度化に資する国内投資促進です。GDPギャップのマイナスが解消に向かう中、単なる需要追加ではなく、構造的賃上げの環境整備と生産性向上・供給力強化に資する投資を支援します。このため、戦略分野の国内投資促進や特許などの所得に関する減税制度の創設、ストックオプションの措置の充実の検討と併せ、潜在成長率を引き上げるためのGXへの投資など国内投資の更なる拡大、イノベーションを牽引するスタートアップ等の支援を推進します。

六 第四に、人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革の起動・推進です。車の両輪として少子化対策とデジタル社会への変革を推進します。デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの提供の高度化・効率化を推進するとともに、規制・制度改革も活用し、人手不足下における国民・企業の創意工夫・事業意欲を後押しするなど、様々な手法で社会課題にきめ細かく対応してまいります。高齢社会と向き合い、認知症対策を始め、包摂社会の実現に取り組みます。

七 第五に、国土強靭化、防災・減災など国民の安全・安心の確保です。相次ぐ災害に屈しない国土づくりを進めるため、引き続き、防災・減災、国土強靭化を機動的に進めます。また、昨今厳しさを増す外交・安全保障環境の変化への適切な対応を講じます。こども・若者の性被害防止のための緊急対策や花粉症対策などにも取り組みます。

八 以上五つの柱に沿って、経済財政政策担当大臣を中心に、具体的な施策の検討を進め、十月末を目指し、「総合経済対策」を取りまとめていただきますようお願いいたします。その際、生産性向上やイノベーションの創出のため、課題の性質に応じて規制・制度改革や財政投融資の手法なども積極的に活用し、我が国経済の成長力強化に資する施策を効果的に講じてください。財政措置を伴うものについては、財務大臣と十分に内容を協議願います。

九 今回の総合経済対策の策定に当たつても、閣僚各位におかれましては、国民の皆様の声を聞き、また、与党とも十分連携して、施策の具体化に取り組んでいただくよう、よろしくお願ひ申し上げます。

<カレンダーベース市中発行額>

(単位:兆円)

| 区分 | 令和4年度当初 | | | | 令和5年度当初 | | | | 令和5年度補正後 | | | | | | | |
|-----------|---------|---|-------------|---|---------|------|-------------|----|----------|------|-------------|---|-----|---|-----|-----|
| | (1回あたり) | | (年間発行額 : a) | | (1回あたり) | | (年間発行額 : b) | | (1回あたり) | | (年間発行額 : c) | | | | | |
| 40年債 | 0.7 | × | 6 | 回 | 4.2 | 0.7 | × | 6 | 回 | 4.2 | ○.○ | × | ○ | 回 | ○.○ | ○.○ |
| 30年債 | 0.9 | × | 12 | 回 | 10.8 | 0.9 | × | 12 | 回 | 10.8 | ○.○ | × | ○ | 回 | ○.○ | ○.○ |
| 20年債 | 1.2 | × | 12 | 回 | 14.4 | 1.2 | × | 12 | 回 | 14.4 | ○.○ | × | ○ | 回 | ○.○ | ○.○ |
| 10年債 | 2.7 | × | 12 | 回 | 32.4 | 2.7 | × | 12 | 回 | 32.4 | ○.○ | × | ○ | 回 | ○.○ | ○.○ |
| 5年債 | 2.5 | × | 12 | 回 | 30.0 | 2.5 | × | 12 | 回 | 30.0 | ○.○ | × | ○ | 回 | ○.○ | ○.○ |
| 2年債 | 2.8 | × | 12 | 回 | 33.6 | 2.9 | × | 12 | 回 | 34.8 | ○.○ | × | ○ | 回 | ○.○ | ○.○ |
| 1年割引短期国債 | 3.5 | × | 12 | 回 | 42.0 | 3.5 | × | 12 | 回 | 42.0 | ○.○ | × | ○ | 回 | ○.○ | ○.○ |
| 6か月割引短期国債 | | | | | 18.4 | | | | | 8.7 | | | | | ○.○ | ○.○ |
| 10年物価連動債 | 0.2 | × | 4 | 回 | 0.8 | 0.25 | × | 4 | 回 | 1.0 | ○.○ | × | ○ | 回 | ○.○ | ○.○ |
| 流動性供給入札 | | | | | 12.0 | | | | | 12.0 | | | | | ○.○ | ○.○ |
| 計 | 198.6 | | | | 190.3 | | | | ○.○ | | | | ○.○ | | | |

(表1) 割引短期国債の年限別発行予定額

| 年限 | 令和4年度当初 | | 令和5年度当初 | | 令和5年度補正後 | |
|-----|-----------------|-----------------|---------------|---------|----------|---------|
| | (a) | (b) | (c) | (c)-(b) | (c) | (c)-(b) |
| 1年 | 3.5 × 12 回 42.0 | 3.5 × 12 回 42.0 | ○.○ × ○ 回 ○.○ | ○.○ | ○.○ | ○.○ |
| 6ヶ月 | | 18.4 | 8.7 | | ○.○ | ○.○ |

(表2) 流動性供給入札のゾーン別発行予定額

| 区分 | 令和4年度当初 | | 令和5年度当初 | | 令和5年度補正後 | |
|-----------------|---------|-----|---------|---------|----------|---------|
| | (a) | (b) | (c) | (c)-(b) | (c) | (c)-(b) |
| 15.5年超 39年未満 | | 3.0 | 3.0 | | ○.○ | ○.○ |
| 5年超 15.5年以下 | | 6.0 | 6.0 | | ○.○ | ○.○ |
| 1年超 5年以下 | | 3.0 | 3.0 | | ○.○ | ○.○ |

(注1) 市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や発行状況に応じて、年度後半の発行額を変更する可能性がある。

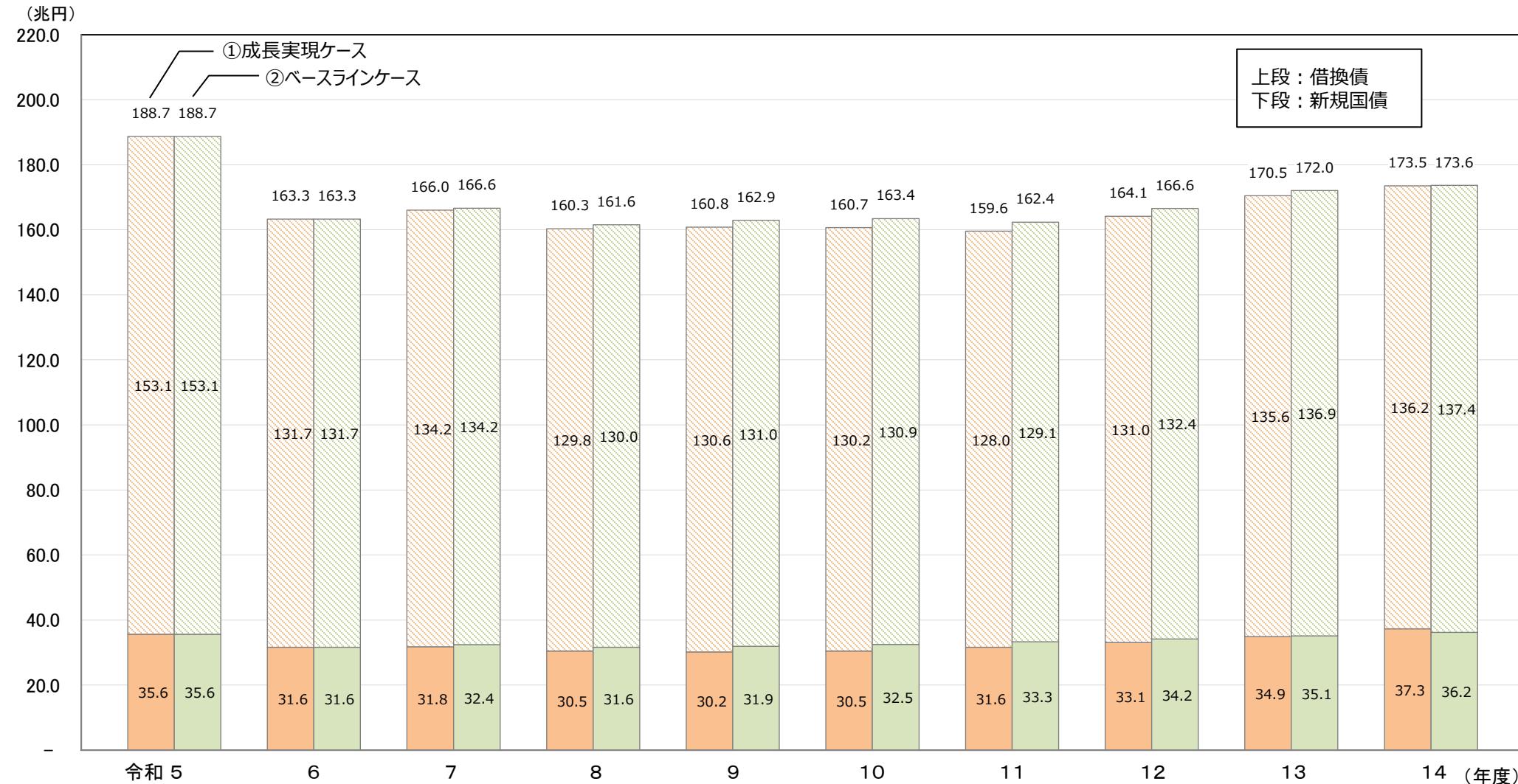
(注2) 40年債については、5月・7月・9月・11月・1月・3月の発行を予定している。

(注3) 割引短期国債は、政府短期証券と合わせて国庫短期証券として発行しており、表1の年限区分・発行額で発行することを想定しつつ、市場環境や投資ニーズに応じて、柔軟に年限区分・発行回数・発行額を調整。

(注4) 10年物価連動債については、5月・8月・11月・2月の発行を予定し、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて、柔軟に発行額を調整。

(注5) 流動性供給入札については、表2のゾーン区分・発行額で行うことを想定しつつ、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整。

内閣府中長期試算に基づく国債発行額の将来推計



[前提]

- ・対象国債 : 普通国債（復興債及びGX経済移行債を除く。以下同じ。）
 - ・新規国債 : 令和5年度は国債発行計画(当初)の計数。令和6年度以降は内閣府「中長期の経済財政に関する試算（令和5年7月）」の「成長実現ケース」「ベースラインケース」
 - ・借換債 : 令和5年度は国債発行計画(当初)の普通国債の計数。令和6年度以降は、令和5年3月末の普通国債の償還予定をベースに令和5年度計画(当初)と同一の年限構成割合（注）で発行額が推移するものとして推計。
- （注）令和6年度以降の流動性供給入札の実施額及びゾーンごとの配分額は、令和5年度計画と同一額で推移すると仮定しつつ、年限別発行額は過去の実績を基に推計。